

# 土木建築委員会会議記録

土木建築委員長 鴛海 豊

## 1 日 時

令和2年3月4日（水） 午前10時40分から  
午前11時14分まで

## 2 場 所

第1委員会室

## 3 出席した委員の氏名

鴛海豊、御手洗吉生、志村学、古手川正治、守永信幸、玉田輝義、堤栄三

## 4 欠席した委員の氏名

なし

## 5 出席した委員外議員の氏名

なし

## 6 出席した執行部関係者の職・氏名

土木建築部長 湯地三子弘 ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

(1) 第46号議案のうち本委員会関係部分については、可決すべきものと全会一致をもって決定した。

第55号議案及び第56号議案については、可決すべきものといずれも賛成多数をもって決定した。

## 9 その他必要な事項

なし

## 10 担当書記

議事課委員会班 副主幹 矢野順子  
政策調査課政策法務班 主幹 光延慎一

# 土木建築委員会次第

日時：令和2年3月4日（水）本会議終了後  
場所：第1委員会室

## 1 開 会

## 2 土木建築部関係

### (1) 付託案件

第 46号議案 令和元年度大分県一般会計補正予算（第4号）  
（本委員会関係部分）

第 55号議案 令和元年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計補正予算（第1号）

第 56号議案 令和元年度大分県港湾施設整備事業特別会計補正予算（第1号）

### (2) その他

## 3 協議事項

## 4 閉 会

## 会議の概要及び結果

**鴛海委員長** ただいまから、土木建築委員会を開きます。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案3件です。この際、案件全部を一括議題とし、これより審査に入ります。

まず、第46号議案令和元年度大分県一般会計補正予算（第4号）のうち本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

**湯地土木建築部長** 議案の説明に入る前に、連日報道されている新型コロナウイルス感染症に対する土木建築部の対応について御報告します。

別添資料を御覧ください。1ページは、先週、国の感染症対策本部からの要請を受けて大分県の対応についてまとめた資料です。

御承知のことと思いますが、1にあるとおり、県立学校等を3月2日から当分の間、休校とすることや、4にある県立社会教育施設等を当分の間休館とする等、既に実施しているところで

す。

次に土木建築部の対応について、御報告します。

2ページをお開き願います。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、履行中の工事及び業務について、受注者より申出のあった場合、申出のあった日から3月15日までの間で一時中止等の措置を行うこととあわせ、検査及び技術者要件の緩和について通知を行いました。

なお、この措置による事業への影響については、現在調査中です。

次に資料の5ページをお開き願います。土木建築部が所管する指定管理施設の管理者に向けて、イベント主催者に対する指導を要請した通知です。

こちらは、大分スポーツ公園及び大洲総合運動公園の指定管理者への通知ですが、トレーニングジムの使用禁止及びイベント開催の必要性を改めて検討していただくとともに、開催にあたっては感染予防対策の指導を要請しています。

なお土木建築部所管の他の指定管理者に対しても、関係各課より同様の通知を行っています。

今後も国の動きや他県の状況を注視しつつ、感染症の拡大防止に最大限努力していきます。

第46号議案令和元年度大分県一般会計補正予算（第4号）に関する土木建築部関係の総括的な内容について、御説明します。

お手元の土木建築委員会資料の1ページをお開き願います。令和元年度2月補正予算説明資料（土木建築部）です。

まず、1補正予算額の表の一番左の区分欄、一般会計の上段から9行目、太字で記載している計の欄を御覧ください。既決予算額1,097億4,811万6千円に、その右の今回補正予算額79億1,903万6千円を減額すると、さらにその右の計（A）の欄にあるとおり、補正後の土木建築部の一般会計の歳出予算総額は、1,018億2,908万円となります。

最も大きな減額理由は、万一に備え、あらかじめ確保していた災害関係の予算について、幸いなことに大きな災害が発生しなかったことから、約131億円の減額を行ったことによるものです。

具体的に増減の内容について御説明します。さきほどの計の欄のさらに下、内訳の欄を御覧ください。上段の公共事業については、60億640万1千円の減額となっています。

その下の括弧書きにあるように、国の補正分として、74億2,128万4千円増額していますが、さきほど御説明した災害関係予算の減額などにより減額を行うものです。

内訳欄の一番下、非公共事業については、19億1,263万5千円の減額です。これは、公共用地先行取得事業費の減額や、県営都市公園施設整備事業のラグビーワールドカップ関連工事におけるコスト削減などによるものです。

次に区分欄、特別会計を御覧ください。真ん中の臨海工業地帯建設事業特別会計については、

3, 290万1千円の増額、その下の港湾施設整備事業特別会計については1億4,820万5千円の減額をお願いしていますが、こちらは第55号議案、第56号議案で後ほど御説明します。

続いて、2土木建築部の繰越明許費（限度額）です。最上段に既決分として記載しているとおり、適切な工期を設定し発注すると年度を超えるため、9月補正で御承認いただいた事業が、一般会計で42件96億6,200万円です。

この承認済みの事業について、今回、変更するものが、変更分として記載しているとおり、一般会計で41件367億5,308万1千円です。

また、今回、新たに限度額の設定を行う事業として、追加分の欄に記載のとおり、一般会計で16件29億5,338万8千円です。

これにより、補正後は合計の欄に記載のとおり、一般会計の合計で58件493億6,846万9千円の限度額となります。

あわせて、特別会計で繰越限度額の設定を行う事業としては、臨海工業地帯建設事業特別会計で1件7,700万円、港湾施設整備事業特別会計で1件4億8,400万円です。

これらの事業については、これから年度末まで鋭意、事業の進捗を図り、繰越額をできるだけ少なくするよう努めていきます。

続いて3土木建築部の債務負担行為の補正です。今回新たに債務設定をお願いする事業は、追加分として記載のとおり、一般会計で3件5,151万1千円です。

また、既に御承認いただいている事業の変更分として、記載のとおり一般会計で9件23億4,060万2千円の減額です。

以上で、私からの説明を終わります。この後、詳細について関係課長から御説明します。

**渡辺土木建築企画課長** 続いて債務負担行為について、御説明します。

債務負担行為の内容については、御覧いただいている土木建築委員会資料の裏面2ページをお開き願います。

追加分3件と変更分9件の内訳を記載しています。

まず、(1)の債務負担行為の補正（追加分）です。一般会計3件については、いずれも本年4月1日から業務を行う必要があることから、今年度中に入札を行い、年度内に契約を締結するため、債務負担するものです。

次に、(2)の債務負担行為の補正（変更分）です。一般会計について、1番目の国道442号道路改良事業から7番目の（公）火山砂防事業については、備考欄にあるとおり、地権者や関係機関等との協議の結果、次年度以降の契約とすることになったことから、今年度設定した債務負担行為額を、いずれも減額するものです。

8番目の生活排水処理施設整備費補助については、交付決定額の減額に伴うものです。

一番下、9番目の大洲総合運動公園及びフェンシング場管理運営委託料については、指定管理者及び委託料が決定したことによる減額です。**種蔵道路建設課長** 道路建設課関係の補正予算のうち、主なものについて御説明します。

令和元年度補正予算に関する説明書の235ページをお開き願います。第2項道路橋梁費第3目道路新設改良費ですが、表の左から3番目補正予算額の欄を御覧ください。目計で27億5,600万8千円の増額をお願いしています。

主な事業の内訳としては、事業名欄の道路建設課の一番上にある（公）道路改良事業費26億5,728万7千円の増額、さらにその下の（公）国直轄道路事業負担金1億7,587万2千円の増額は、国の補正予算の活用及び国庫補助事業費の確定に伴い増額が生じたものです。**藤崎道路保全課長** 道路保全課関係の補正予算のうち、主なものについて御説明します。

234ページを御覧願います。第2項道路橋梁費第2目道路維持費については、目計で15億4,878万円の増額となります。

主な事業の内訳として、次の235ページ、事業名欄の一番上、（公）道路施設補修事業費10億79万円の増額は、橋梁やトンネルなどの道路施設の老朽化に対処するため、国の補正

予算を受け入れ、補修対策をさらに進めていくものです。

**古庄河川課長** 河川課関係の補正予算のうち、主なものについて御説明します。

237ページをお開きください。第3項河川海岸費第1目河川総務費について、目計で3億5,201万9千円の減額となります。

主な事業の内訳として、事業名欄の下から3番目にある河川海岸調査費が1億3千万円の減額となっています。これは、あらかじめ災害時の緊急調査費として、年度当初より所要額を確保していたものを減額するものです。

次に、一番下の災害復旧調査費1億3,388万5千円の減額です。これは、あらかじめ河川等公共土木施設の被災箇所の調査、測量設計委託に要する経費として、年度当初より所要額を確保していたものを減額するものです。

次のページを御覧ください。第2目河川改良費について、目計で10億1,062万4千円の増額となります。

主な事業の内訳として、事業名欄の河川課の上から3番目にある(公)広域河川改修事業費から、一番下(公)国直轄河川事業負担金までの6事業については、国の補正予算を積極的に受け入れたことに伴う増額及び国庫補助事業費の確定に伴う減額が生じたものです。

**外池港湾課長** 港湾課関係の補正予算のうち、主なものについて御説明します。

239ページを御覧ください。第3目海岸保全費ですが、事業名欄の港湾課の下の(公)海岸環境整備事業費から一番下(公)国直轄海岸事業負担金までが当課の分です。主な事業の内訳として、事業名欄の一番下(公)国直轄海岸事業負担金2億1,760万円の増額ですが、国の補正予算を受け入れ、津波・高潮対策として大分港海岸の護岸改良整備を行うものです。

次に、243ページをお開き願います。第4項港湾費第2目港湾建設費について、目計で5億2,409万6千円の増額となります。

主な事業の内訳としては、次の244ページをお開きください。事業名欄の一番上(公)地方港湾改修事業費2億7,200万8千円の増

額、その二つ下の(公)港湾改修統合事業費3億413万8千円の増額は、国の補正予算を受け入れたことに伴い増額するものです。

次に、第3目空港建設対策費については、目計で603万6千円の減額となります。

これは、事業名欄の一番下、(公)国直轄空港事業負担金で、大分空港での整備事業費の確定に伴うものです。

**高橋砂防課長** 砂防課関係の補正予算のうち、主なものについて御説明します。

240ページをお開きください。第3項河川海岸費第5目砂防費について、目計で14億8,955万2千円の減額となります。

次のページを御覧ください。主な事業の内訳として、事業名欄の上から二つ目の(公)通常砂防事業費から、その二つ下の(公)地すべり対策事業費までの3事業、合わせて7億3,589万1千円の増額ですが、これは国の補正予算を受け入れ、砂防堰堤や地すべり防止施設の整備を行うものです。

また、事業名欄の下から四つ目の公共の砂防災害関連事業費から一番下の(公)緊急急傾斜地崩壊対策事業費までの4事業、合わせて20億6千万円の減額ですが、これは災害が発生した場合の緊急対策として、あらかじめ所要額を確保していたものを減額するものです。

**岡本都市・まちづくり推進課長** 都市・まちづくり推進課関係の補正予算のうち、主なものについて御説明します。

246ページをお開き願います。第5項都市計画費第3目街路事業費について、目計で9,885万7千円の増額となります。

主な事業の内訳として、事業名欄上から二つ目(公)街路改良事業費1億4,224万5千円の増額となっています。これは国の補正予算の受入れに伴い増額するものです。

**三村公園・生活排水課長** 公園・生活排水課関係の補正予算のうち、主なものについて御説明します。

246ページを御覧ください。第8款第5項都市計画費のうち、第4目都市環境整備費について、目計で2億133万8千円の減額となり

ます。

次の247ページを御覧ください。主な事業の内訳として、事業名欄の公園・生活排水課の上から3番目、県営都市公園施設整備事業費の1億1,677万8千円の減額ですが、これはラグビーワールドカップ大分開催に向けた大分スポーツ公園の照明設備改修において、組織委員会と詳細の協議を進めながら、より経済的、効率的な構造などを検討した結果、当初計画より設置基数が大きく削減できたことなどによるものです。

次に、一番下、生活排水処理施設整備推進事業費の8,431万9千円の減額は、市町村事業費の確定によるものです。

**樋口建築住宅課長** 建築住宅課関係の補正予算のうち、主なものについて御説明します。

248ページをお開き願います。第6項住宅費第1目住宅管理費について、目計で8,796万9千円の減額となります。

主な事業の内訳として、事業名欄の建築住宅課の一番上、住宅耐震化総合支援事業費について5,098万円の減額となります。

本年度は例年実施している事業者への説明会、広報誌・新聞への掲載等に加え、木造住宅耐震キャラバンや無料相談会の実施など新たな取組により積極的な事業周知を図りましたが、住宅所有者からの申請件数が当初の見込みを下回ったためです。

次に249ページを御覧ください。事業名欄上から2行目の特定建築物等耐震対策促進事業費について2,051万8千円の減額となります。

これは工事内容の変更等による事業費の確定に伴うものです。

**大野公営住宅室長** 公営住宅室関係の補正予算のうち、主なものについて御説明します。

引き続き248ページを御覧ください。第1目住宅管理費のうち、公営住宅室分として、事業名欄下から3番目の県営住宅等管理対策事業費について177万4千円の減額となります。

これは、県営住宅の家賃滞納者に対する明渡し請求訴訟に要する経費等が、当初の見込みを

下回ったためです。

**中園施設整備課長** 施設整備課関係の補正予算のうち、主なものについて御説明します。

231ページにお戻りください。第1項土木管理費第4目営繕費について、目計で2,516万7千円の減額となります。

主な事業の内訳として、事業名欄の施設整備課の下にある県有建築物防災対策推進事業費2,363万8千円の減額は、入札執行等による事業費の確定に伴うものです。

以上で一般会計補正予算に係る説明を終わります。

**鴛海委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑はありませんか。

**堤委員** さきほどのコロナの関係で、工事の延期等々の話はできるとのことで、延期された場合、工事費はどうなるのかなというのが一つ。

もう一つ、この委員会資料の中の債務負担行為の補正について、地権者との協議の結果というのは、一つでもいいけど、どういう場合があるのか。

239ページの説明があったんやけど、ちょっと聞き取れなかったから、津波とか高潮等対策の国直轄海岸事業負担金について、工事の中身だけ教えて。

**山本建設政策課長** 工事の一時中止に伴う工事費の件ですけれども、中止して工期が延びたりしたときには、その工事費の相談などを行う取決めがあります。

**渡辺土木建築企画課長** 債務負担行為の補正の地権者との協議の結果というのは、相続関係の協議とかでなかなかできず来年までかかるのが主なものです。

**外池港湾課長** 海岸事業ですが、大分港海岸、津留地区、ちょうど3、4号地の前面港湾の堤防かさ上げ等をやっています。

**堤委員** 工事を中止した場合、取決めがあるので増えるという話なんだけど、それはやむを得ない事情じゃないですか。国から何か入ってくるとか、そういうのは一切ないの。

**山本建設政策課長** その辺はまだありません。

**堤委員** まだということは、いつかはあるということ。

**山本建設政策課長** いや、そこは分かりません。今のところそういう情報は入ってきていません。

**堤委員** まあいいです、はい。

**鴛海委員長** ほかに御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第55号議案令和元年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計補正予算（第1号）について、執行部の説明を求めます。

**外池港湾課長** 第55号議案令和元年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明します。

令和元年度補正予算に関する説明書の368ページをお開き願います。歳入の主な内容ですが、項・目欄の1財産収入1億6,723万2千円の増額の主な理由は、土地利用計画の変更に伴う臨海特会から港湾特会への土地の所属替えによるものです。

また、項・目欄の4県債1億3千万円の減額は、工事内容の変更等による事業費の確定に伴うものです。

次の369ページを御覧ください。歳出の内容ですが、項・目欄の1土地造成費のうち、事業名欄の一番上、6号地事業費3,727万5千円の増額の主な理由ですが、土地の所属替えに係る収入増や工事費の減額に伴い減債基金に積立てを行うものです。

その下、公債費437万4千円の減額は、起債の金利が確定したことにより補正をするものです。

**鴛海委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑はありませんか。

んか。

**堤委員** 臨海について、若干説明を受けたけれども、臨海特会から港湾特会へ付け替えると。つまり、売却の目的を流通もオーケーとするということでもいいのかな。

**外池港湾課長** はい、そうです。

**堤委員** いいですよ、了解。

**鴛海委員長** ほかに御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 御異議がありますので、挙手により採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

**鴛海委員長** 賛成多数であります。

よって本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第56号議案令和元年度大分県港湾施設整備事業特別会計補正予算（第1号）について、執行部の説明を求めます。

**外池港湾課長** 第56号議案令和元年度大分県港湾施設整備事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明します。

令和元年度補正予算に関する説明書の373ページをお開き願います。歳入の主な内容ですが、項・目欄の4繰越金1,620万3千円の増額は、30年度決算において生じた剰余金を本年度に繰り越したことによるものです。

次に374ページをお開きください。歳出の内容ですが、項・目欄の2港湾施設建設費のうち、事業名欄の港湾機能施設整備事業費1億5,935万円の減額の主な理由ですが、工事内容の変更等による事業費の確定に伴うものです。

**鴛海委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 別に御質疑等もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 御異議がありますので、挙手により採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

**鴛海委員長** 賛成多数であります。

よって本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 別にないようですので、これをもちまして、土木建築部関係を終わります。

執行部の皆さまは御苦労さまでした。

〔土木建築部退室〕

**鴛海委員長** ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 別にないようですので、これをもちまして、委員会を終わります。

お疲れさまでした。